

川場村新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 8 年 2 月

はじめに

1 新型コロナウイルス感染症対応での経験

2019（令和元）年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、その原因が新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）であることが判明した。

2020（令和2）年1月には、日本国内で最初の症例が報告された。

同月、閣議決定により政府対策本部（新型コロナウイルス感染症対策本部）が設置され、2月には群馬県（以下「県」という。）においても、県対策本部（群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部）、感染症危機管理チームおよび帰国者・接触者外来が設置されるとともに、帰国者・接触者相談センターが開設された。また、川場村では2月28日に村対策本部（川場村新型コロナウイルス感染症対策本部）を設置した。

3月には新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が改正され、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）がその適用対象とされた。県では県内で初の感染者が確認され、川場村では3月2日から4月6日までの期間、小中学校の臨時休校を決定した。また、村民文化講演会の中止や村制130周年記念事業公演の中止など、さまざまな対応に追われた。

4月には特措法に基づき東京都を含む7都府県に緊急事態宣言（特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言。以下「緊急事態宣言」という。）が発令され、その後全国へ拡大した。これに伴い、小中学校の開校延期要請が出され、さらに県知事の要請などにより小中学校の休校は4月13日から5月6日まで延長された。同期間、村内の体育施設、観光施設、公共施設の閉鎖も決定した。

新型コロナの予防に有効とされた消毒用アルコール液やマスクが全国的に不足し、入手困難な事態となった。川場村では、消毒用として使用できる微酸性次亜塩素酸水を住民向けに無償配布した。さらに、5月には住民1人当たり10枚のマスク、全世帯に1本の微酸性次亜塩素酸水を配布した。また、政府が全国の全世帯にガーゼ製布マスクを2枚ずつ配布した。小中学校の休校は5月29日まで延長された。

2021年5月30日からは、川場村保健センターで新型コロナウイルスワクチンの集団接種が開始された。翌6月には株式会社田園プラザ川場が職域接種会場を申請し、本登録が完了した。7月第2週から接種が開始されるなど、川場村としても危機管理体制の一環として新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）を行った。

そして、国内で感染者が確認されてから3年以上が経過した2023（令和5）年5月8日、新型コロナは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）上の5類感染症に位置付けられ、同日に政府の対策本部および基本的対処方針が廃止された。これに伴い、県の対策本部および川場村の対策本部も廃止された。

このように、3年以上にわたり特措法に基づく対応が続けられたが、この経験を通じて強く認識されたのは、感染症危機が社会のあらゆる側面に影響を及ぼし、国民の生命・健康のみならず、経済や社会生活の安定にも深刻な脅威となるということであった。

また、新型コロナ対応においては、すべての国民がさまざまな立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなった。この経験は、感染症によるパンデミックに対して社会全体で危機管理を行う必要があることを改めて浮き彫りにした。そして、感染症危機は決して新型コロナで終わったわけではなく、将来、必ず次なる感染症危機が到

来することを強く認識しなければならない。

2 川場村行動計画改定の目的

群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）の改定は、実際の感染症危機対応で明らかになった課題を踏まえ、次の感染症危機において万全な対応を行うことを目的として実施された。これを受けて、川場村においても川場村新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「川場村行動計画」という。）を改定する。

2023（令和5）年9月から、国は新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）において新型コロナ対応を振り返り、課題を整理した。その結果、

- 平時の備えが不足していたこと
- 状況の変化に対する柔軟かつ迅速な対応の必要性
- 情報発信のあり方

が主な課題として挙げられた。

これらの課題や新型コロナ対応の経験を踏まえ、今後の感染症危機対応では、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図り、危機に強く、かつ柔軟に対応できる社会を目指すことが必要である。

そのためには、

- 感染症危機に対応できる平時からの体制づくり
- 国民生活および社会経済活動への影響の軽減
- 基本的人権の尊重

の3つの目標を実現する必要があるとされた。

これらの目標を達成するため、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）の改定を踏まえて県行動計画が全面的に改定され、その内容を受けて川場村行動計画も改定するものである。

第1部 新型インフルエンザ等対策の基本事項

第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

第1節 川場村行動計画の作成

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行する季節性インフルエンザとは抗原性が大きく異なる新しい型のウイルスが出現することにより、概ね10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型ウイルスに対する免疫を持たないため、世界的流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすおそれがある。

また、コロナウイルスのように既知の病原体であっても、変異によって免疫を持たない新型ウイルスが出現すれば、同様にパンデミックとなる可能性がある。さらに、未知の病原体による新感染症が発生した場合にも、その感染力の強さから社会的に深刻な影響を及ぼすおそれがある。

このような感染症が発生した場合には、国家的な危機管理として対応する必要がある。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症や、同様に危険性のある指定感染症、新感染症が発生した場合に、

- 国民の生命と健康を守ること
- 国民生活や経済への影響を最小限にとどめること

を目的として制定された法律である。特措法は、国、都道府県、市区町村、指定（地方）公共機関、事業者などの責務を定めるとともに、新型インフルエンザ等の発生時に講ずるべき措置、まん延防止等重点措置（特措法第2条第3項に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置をいう。以下同じ。）、緊急事態措置（特措法第2条第4号に定義する新型インフルエンザ等緊急事態措置をいう。以下同じ。）など、特別の対応を規定している。これにより、感染症法などと相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる「新型インフルエンザ等」は、国民の大部分が免疫を持たないため、全国的に急速にまん延し、重篤な病状を引き起こし、国民生活や経済に重大な影響を及ぼすおそれがある感染症であり、具体的には次の3つを指す。

- ① 新型インフルエンザ等感染症
- ② 指定感染症（重篤な病状を引き起こし、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症（全国的に急速なまん延のおそれがあるもの）

(2) 川場村行動計画の作成

2012（平成24）年4月、新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の教訓を踏まえ、対策の実効性を高めるために特措法が制定された。国は特措法第6条に基づき、2013（平成25）年に政府行動計画を作成し、同年12月には県が特措法第7条に基づき県行動計画を策定した。

川場村においても、特措法第8条に基づき、専門的知識を有する者や学識経験者の意見を踏まえ、2015（平成27）年3月に川場村行動計画を新たに策定した。

川場村行動計画は、新型インフルエンザ等対策に関する基本方針や川場村が実施する措置を示すとともに、特定の感染症や過去の事例だけを想定するのではなく、新型インフルエンザや新型コロナに限らず、将来新たに出現する呼吸器感染症等も視野に入れ、その特性に応じて多様な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものとしている。

さらに、最新の科学的知見や過去の対応・訓練の成果を踏まえ、川場村は定期的に計画を検討し、必要に応じて適切に改定を行うこととしている。

(3) 川場村行動計画等の実効性確保

川場村行動計画の実効性を確保するためには、訓練等を通じて得られた改善点や、新たに判明した感染症に関する知見を踏まえ、計画や関連マニュアルを状況に応じて見直すことが重要である。

この観点から、川場村行動計画や関連マニュアルに基づく取組、人材育成・人材確保の取組については、「川場村健康づくり推進協議会」等の意見を聴きながら、毎年度フォローアップを実施し、その取組状況を見える化する。

また、定期的なフォローアップによる改善に加え、国内外の新興感染症の発生状況やその対応状況、関連制度の見直し、県行動計画の改定状況等を踏まえ、おおむね6年ごとに川場村行動計画の改定について検討し、必要な措置を講ずることとする。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の対応が行われた場合には、この期間にかかわらず、その経験を基に川場村行動計画を検証し、必要に応じて見直しを行う。

第2節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予測することは困難であり、その発生自体を防ぐことも不可能である。世界のいずれかで発生すれば、川場村への侵入は避けられない。病原性が高く、急速にまん延するおそれがある場合には、住民の生命・健康だけでなく、住民生活や地域経済にも深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

また、新型インフルエンザ等は長期的に多くの住民が罹患するおそれがあるが、患者発生が短期間に集中した場合には、医療提供体制の限界を超えてしまう可能性がある。こうした状況を踏まえ、川場村においては、新型インフルエンザ等対策を危機管理上の重要課題と位置づけ、次の2点を主な目的として取り組む。

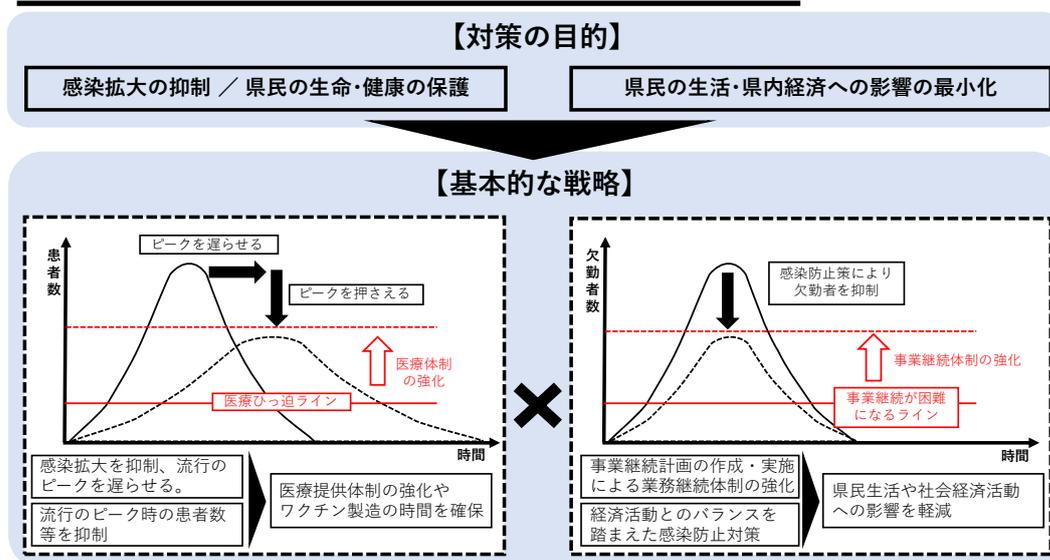
(1) 感染拡大の抑制と住民の生命・健康の保護

- 流行のピークを遅らせることで、医療提供体制の整備やワクチン製造等の時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数を抑えて医療への負担を軽減し、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

(2) 住民生活及び地域経済への影響の最小化

- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを考慮し、対策を円滑に切り替えることで、生活や経済活動への影響を軽減する。
- 住民生活及び地域経済の安定を確保する。
- 地域での感染対策により、欠勤者を減らす。
- 業務継続計画の策定・実施により、医療関連業務や住民生活・地域経済を支える業務を維持する。

新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略



第3節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応することが重要である。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスの経験からも、特定の事例に偏った準備は大きなリスクとなり得る。

そのため、川場村行動計画は、特定の感染症や過去の事例に限定せず、新たな呼吸器感染症の発生も想定し、感染症の特性に応じて様々な状況に対応できるよう、多様な選択肢を示すものである。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛、施設の使用制限等、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、住民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や住民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特に、ワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

川場村においては、科学的知見や国の方針を踏まえつつ、地理的条件、少子高齢化、交通の利便性、医療提供体制など地域の特性を考慮し、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせ、バランスの取れた戦略を目指す。その上で、発生前から流行の終息までを見据え、次の流れに沿った戦略を確立する。

【準備期】発生前の段階

- 感染症対策物資の備蓄、ワクチン供給体制の整備
- 住民への啓発、企業の業務継続計画（BCP）の策定
- DX推進、人材育成、実践的な訓練による体制の点検・改善

【初動期】発生を探知した段階

- 感染症の急速なまん延及び、その可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部（新型インフルエンザ等対策本部）が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間。国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階。

- 直ちに初動対応の体制に切り替える。
- 海外で発生した場合、国内・村内への侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提とし、県や関係機関と早期に情報共有し、体制を構築する。
- 感染拡大のスピードをできる限り遅らせることを重視する。

【対応期】 基本的対処方針が実行されて以降

状況に応じて柔軟に対策を切り替える。

1. 封じ込めを念頭に対応する時

- 県が実施する感染リスクのある者の不要不急の外出の自粛要請等への協力や村有施設利用制限などを実施し、感染拡大を抑制する。
- 情報が限られている場合はリスクを想定して強力な対策を行い、新たな情報に基づいて適宜見直す。

2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

- 国・県・事業者と連携しつつ、住民生活と地域経済の維持に努める。
- 想定通りにいかない事態もあるため、状況を把握し臨機応変に対応する。

3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- 科学的知見の蓄積、検査体制や医療体制の整備、ワクチン・治療薬の普及に合わせて、柔軟に対策を切り替える。

4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

国、県、川場村及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時又はその準備段階において、特措法その他関係法令並びに各行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。その際、次の事項に留意する。

（1）平時の備えの整理及び拡充

感染症危機に対応するためには、平時からの体制整備が極めて重要である。このため、以下の取組を通じて平時の備えの充実を図り、訓練により迅速な初動体制の確立を可能とするとともに、情報収集・共有及び分析の基盤となるDXの推進を行う。

（ア）発生時に実施すべき対策の共有及び準備の整理

将来必ず発生し得る新型インフルエンザ等に備え、発生時に必要となる対策を関係者間で共有し、必要な準備を進める。

(イ) 初発事例探知能力及び初動体制の整備

未知の感染症又は新型インフルエンザ等が村内で発生した場合を含め、様々なシナリオを想定し、初発事例の探知能力を向上させるとともに、探知後速やかに初動対応を開始できる体制を整備する。

(ウ) 普及啓発及び訓練を通じた不断の点検・改善

感染症危機は必ず発生し得るとの認識を関係者及び住民に共有するとともに、次の感染症危機への備えを万全とするため、様々なシナリオを用いた訓練を実施し、平時の備えの不断の点検及び改善を行う。

(エ) リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(オ) DX推進及び人材育成等

保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国及び県との連携の円滑化を図るため、DXを推進するとともに、人材育成及び研究開発への協力等、複数の対策に共通する横断的取組を推進する。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動の両立を踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りつつ、適切な情報提供・共有により住民生活への影響を最小化し、身体的・精神的・社会的健康の確保に努める。そのため、以下の取組により、状況に応じた対策の切替えを円滑に実施する。

(ア) 科学的根拠に基づく対策の切替え

感染症の特徴、病原体の性状、発生状況等を踏まえた国及び県のリスク評価を考慮し、可能な限り科学的根拠に基づき対応する。このため、平時からデータ収集及び適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(イ) 医療提供体制及び社会経済への影響を踏まえた措置

有事には、感染拡大の速度及びピークを医療提供体制で対応可能な水準に抑制することが重要である。国及び県のリスク評価によりその水準を超えるおそれがある場合には、適時適切な感染拡大防止措置が必要となる。この際、住民生活及び社会経済活動への影響に十分留意する。

(ウ) 状況の変化に応じた柔軟かつ機動的な切替え

病原体の性状把握、検査体制・医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化に応じ、適切な時期に柔軟かつ機動的に対策を切り替える。あわせて、切替え判断の指標や考慮要素を可能な範囲で事前に定める。

(エ) 対策項目ごとの時期区分の設定

柔軟な対応を可能とするため、リスク評価等に応じ、各対策項目ごとに具体的内容を記載し、必要に応じ切替え時期の目安を示す。

(オ) 住民理解と協力の確保のための情報提供

対策の実効性を高めるためには、住民の理解と協力が不可欠である。このため、平時から感染症や対策に関する基礎的知識を普及し、各年代に応じた分かりやすい情報提供を行う。特に国や県が強い行動制限を伴う措置を講じる場合には、対策内容及び科学的根拠を分かりやすく発信し、周知に協力する。

(3) 基本的人権の尊重

川場村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、基本的人権を尊重する。住民の自由や権利に制限を加える場合には、必要最小限にとどめる。

また、リスクコミュニケーションの観点からも、住民に十分説明し、理解を得ることを基本とする。感染者やその家族、医療従事者等に対する誹謗中傷や偏見・差別は人権侵害であり、あってはならないものである。これらは患者の受診行動を妨げ、感染拡大抑制を遅らせる要因となるほか、医療従事者等の士気低下を招くため、防止を徹底する。

さらに、社会的弱者への配慮を欠かさず、住民の安心を確保し、社会の分断を防止する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

川場村新型インフルエンザ等対策本部（以下「川場村対策本部」という。）は、政府対策本部、群馬県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）、及び他市町村に設置される新型インフルエンザ等対策本部と緊密に連携し、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。必要があると認める場合には、県に対し、総合調整を行うよう要請する。

(5) 感染症危機下における災害対応

川場村は、感染症危機下での災害発生を想定し、平時から防災備蓄及び医療提供体制の確認を進め、避難所施設の確保等を行う。

また、自宅療養者等の避難に関する情報共有体制を整備する。災害発生時には、国及び県と連携して状況を把握し、避難所における感染症対策の強化、自宅療養者への支援等を速やかに実施する。

(6) 記録の作成及び保存

川場村は、新型インフルエンザ等が発生した場合、対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

(7) 備えの機運（モメンタム）の維持

川場村行動計画は、新型インフルエンザ等への平時の備えを強化するための手段であり、その体制を継続的に維持・向上させることが不可欠である。

新型インフルエンザ等は発生時期を予測できないため、自然災害と同様に日頃からの備えと意識の向上が必要である。川場村及び住民は、新型コロナ対応の経験を踏まえ、訓練、研修、啓発活動等を通じて平時から備えを充実させ、機運（モメンタム）の維持を図る。

(8) 多様な主体の参画による実践的訓練の実施

「訓練でできないことは、実際にもできない」との認識の下、実践的訓練を実施し、平時の備えの不断の点検及び改善につなげることが重要である。川場村は、関係機関における継続的な訓練及び改善の取組を促進する。

第2章 新型インフルエンザ等対策の基本項目

第1節 川場村行動計画における対策項目等

川場村行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する」こと及び「住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、県及び川場村、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の8項目を川場村行動計画の主な対策項目とする。

- ①実施体制
- ②情報収集・分析
- ③情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ④まん延防止
- ⑤ワクチン
- ⑥保健
- ⑦物資
- ⑧住民生活及び地域経済の安定の確保

なお、政府行動計画及び県行動計画におけるサーベイランス、水際対策、医療、治療薬・治療法、検査に関する対策は、国又は県が主要な実施主体となる。そのため、川場村行動計画には原則として記載しない。ただし、国又は県から協力を求められた場合や、川場村における対応が必要となった場合には、可能な範囲で対応を行う。

第3章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

第1節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合、自らの確かつ迅速に対策を実施するとともに、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が行う対策を的確かつ迅速に支援し、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的連携を確保しつつ、ワクチンその他医薬品の調査・研究の推進及び国際協力を行い、発生時における診断薬・治療薬等の早期開発及び確保を図る。

さらに、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられる対策を平時から着実に実施するとともに、訓練等を通じて不断の点検及び改善に努める。

国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じて政府一体の取組を総合的に推進し、指定行政機関は、相互に連携を図りつつ所管分野における対応をあらかじめ決定する。

発生時には、政府対策本部が基本的対処方針を決定し、強力に対策を推進する。その際、インフルエンザ等対策推進会議等の意見を踏まえ、国民や事業者の理解と協力を得るため、感染症及び感染対策に関する基本的情報の提供・共有を行う。

(2) 県の役割

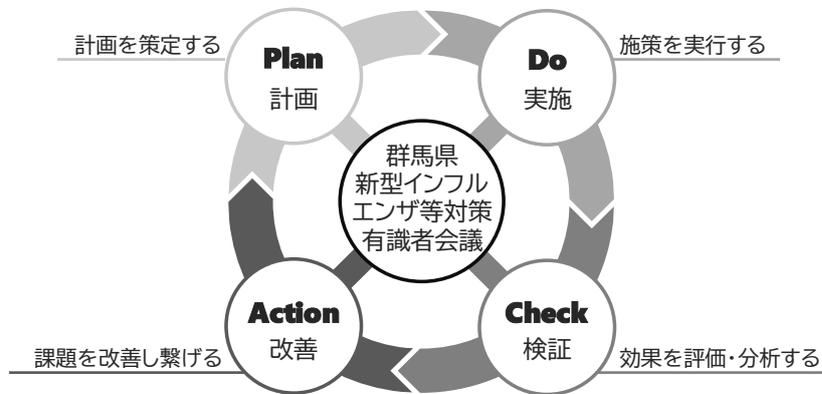
県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関する確かな判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

(3) 川場村の役割

市町村は、県民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

こうした取組においては、平時から関係者が一体となって、新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。



(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者等の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び各種会議等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(7) 一般事業者の役割

一般事業者は、発生時に備え、職場における感染対策を実施することが求められる。重大な被害が想定される場合には、感染防止の観点から事業縮小を行う必要がある場合もある。特に多数の者が集まる事業を営む者は、平時から衛生用品等の備蓄を行うよう努める等、対策を行う必要がある。

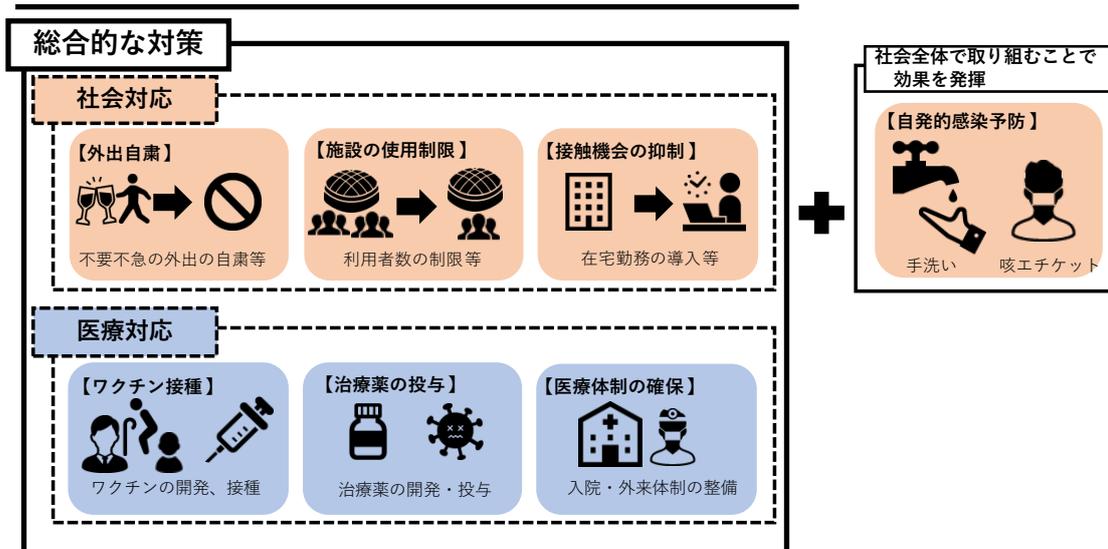
(8) 住民の役割（村の特性に応じた対応）

本村は農業と観光を主産業とし、県外からの観光客の増加に伴い、国内発生後には村内でも早期に感染拡大する可能性が高い。村内には診療所1施設及び病院1施設があり、住民の多くは沼田市等の近隣医療機関を利用している。

住民は、平時から新型インフルエンザ等に関する情報及び発生時に取るべき行動を理解し、日常の健康管理と併せて、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い等の基本的感染対策を実践するとともに、衛生用品や食料品等の備蓄に努める。

発生時には、行政が提供する情報を踏まえ、予防接種等の対策を理解し、個人レベルの感染防止行動を実施するよう努める。

新型インフルエンザ等に対する総合的な対策



第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目

第1章 実施体制

目的

感染症危機は、住民の生命及び健康並びに住民生活及び地域経済に広範かつ重大な影響を及ぼすことから、社会全体の危機管理の課題として取り組む必要がある。国、県、川場村、国立健康危機管理研究機構（J I H S）、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携し、関係機関とも協調しつつ、実効性のある対策を講ずることが重要である。

このため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間の役割を整理するとともに、緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成、実践的な訓練、指揮命令系統の構築及び拡張可能な組織体制の編成・確認、必要人員の調整、縮小可能業務の整理等を通じて対応能力を高めておく必要がある。発生時には、平時の準備を基盤として迅速な情報収集・分析を行い、感染症危機の状況や住民生活・地域経済の実態並びに各対策の進捗に応じて、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることにより、感染拡大の抑制と住民の生命・健康の保護を図り、住民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小化する。

第1節 準備期

1-1 川場村行動計画等の作成及び体制整備・強化

1. 川場村は、川場村行動計画を作成・変更する。川場村は、川場村行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
2. 川場村は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、県の業務継続計画との整合性にも配慮しながら業務継続計画を作成する。
3. 川場村は、特措法の定めのほか、川場村対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。
4. 川場村は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため平時から研修や訓練等を実施するとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や全庁の役割分担に関する調整を行う。
5. 川場村は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の育成等を行う。

1-2 実践的訓練の実施

川場村は、政府行動計画及び県行動計画並びに川場村行動計画を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-3 国、県及び川場村等との連携強化

1. 川場村は、国、県及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
2. 国、県、川場村及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。
3. 川場村は、第3節（対応期）に記載している特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。

1-4 川場村の組織体制及び各部局の役割分担

川場村は、新型インフルエンザ発生時に迅速に対応を行うため、新型インフルエンザ等対策にかかる有事の組織体制及び各部局の主な役割を次のとおり定める。

<川場村対策本部の構成>

- 本部長：村長
- 副本部長：副村長、教育長
- 本部員：課長、局長、室長

<各課の主な役割>

全課共通

- 川場村対策本部決定事項の実施に関すること。
- 川場村の業務継続に関すること。
- 所管施設における感染予防、休業、イベント自粛等に関すること。
- 関係機関・団体への情報提供及び協力に関すること。
- 職員の健康管理及び感染予防に関すること。
- 住民からの相談対応に関すること。

総務課

- 川場村対策本部の開設・運営に関すること。
- 危機管理に係る総合調整に関すること。
- 庁内ネットワークの維持・運用に関すること。
- 職員の健康管理状況のとりまとめに関すること。
- 防災行政無線を活用した住民への情報提供に関すること。
- 情報収集に関すること。

- 予算の調整に関する事。
- 車両及び燃料の確保に関する事。
- 物資の調達に関する事。

住民課

- 遺体の収容・安置及び埋火葬に関する事。
- 廃棄物管理及び適正処理に関する事。
- 他課への協力に関する事。

健康福祉課

- 感染拡大防止に関する事。
- 予防接種（特定接種・住民接種）に関する事。
- 高齢者、児童、障害者等要配慮者への支援及び情報提供に関する事。
- 社会福祉施設等における感染予防に関する事。

むらづくり振興課

- 商工業者からの相談対応及び必要に応じた支援に関する事。
- 企業活動の自粛に関する事。
- 川場村ホームページ等を通じた住民への情報提供に関する事。
- 生活関連物資確保のための協力要請に関する事。

田園整備課

- 家畜等におけるインフルエンザサーベイランスに関する事。
- 農畜産物及び家畜の流通指導に関する事。
- 上下水道事業の継続確保に関する事。
- ライフライン事業者との連絡調整に関する事。
- 他課への協力に関する事。

教育委員会

- 学校における感染予防に関する事。
- 感染者・疑似症者の人権確保に関する事。
- 集団接種実施に係る体制整備への協力に関する事。
- 児童・生徒及び保護者への支援・情報提供に関する事。

議会事務局

- 村議会との連絡調整に関する事。
- 他課への協力に関する事。

第2節 初動期

2-1 新型インフルエンザ等の発生確認時における措置

1. 国は、新型インフルエンザ等が発生したと認めたときは、速やかにその旨を公表し、閣議にかけて政府対策本部を設置し、公示する。
県は、政府対策本部設置後、直ちに県対策本部を設置する。川場村は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
2. 川場村は県現地対策本部に参加し、地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。
3. 川場村は、必要に応じて、第1節（準備期）の対応を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2-2 迅速な対策実施のための財政措置

川場村は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

3-1 基本的実施体制

政府対策本部及び県対策本部の設置後、川場村は速やかに以下の体制を整備し、対応に当たる。

3-1-1 川場村対策本部の設置

1. 川場村は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに川場村対策本部を設置する。
2. 川場村は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。
3. 川場村は、県現地対策本部と連携を図り、新型インフルエンザ対策を進める。

3-1-2 財政上の措置

川場村は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

3-1-3 国及び県による総合調整

1. 県は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係市町村及び指定（地方）公共機関が行う対策に関して総合調整を行う。

2. 県は、感染症法に基づき、感染拡大防止のため必要があると認める場合、市町村、医療機関、研究機関その他の関係機関に対して、入院勧告又は入院措置を含む措置について必要な総合調整を行う。また、総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合には、関係市町村長等及び指定（地方）公共機関に対し必要な指示を行う。
3. 川場村は、県からの総合調整又は指示があった場合にはこれに従い、県内外における感染拡大防止に資する行動をとる。
4. 川場村は、特に必要があると認めるときは、県に対し、県及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うように要請する。
5. 川場村は、特に必要があると認めるときは、県に対し政府に指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うように要請することを求める。

3-1-4 川場村による総合調整等

1. 川場村は川場村の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため、必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。
2. 川場村は、緊急事態措置に関する総合調整を行う必要があると認めるときは、県に対し、川場村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し、必要な情報の提供を求める。
3. 川場村は、緊急事態措置に関する総合調整を行うため、必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、川場村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。
4. 川場村は、川場村教育委員会に対し、川場村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。
5. 川場村は、川場村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、県に対して必要な要請を行う。

3-1-5 職員の派遣及び応援要請

1. 川場村は、新型インフルエンザ等対策の実施のため、必要がある場合は、県を経由して国に職員の派遣要請を行う。
2. 川場村は、新型インフルエンザ等のまん延により川場村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

3. 川場村は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため、必要があると認めるときは、県又は他の市町村に対して応援を求める。

3-2 川場村対策本部の廃止

川場村は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示）がなされたときは、遅滞なく川場村対策本部を廃止する。

第2章 情報収集・分析

目的

新型インフルエンザ等対策においては、感染拡大防止を図りつつ、住民生活及び地域経済との両立を見据えた政策判断を可能とするため、体系的かつ包括的な情報収集・分析を行うことが重要である。

このため、発生前から効率的な情報収集・分析及び提供体制を整備するとともに、定期的な情報の把握・整理や有事に備えた情報管理手段を確保する。発生時には、国及び県による感染症関連情報やリスク評価、並びに住民生活及び地域経済に関する情報を収集し、感染状況に応じて、感染拡大防止と社会経済活動の両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替えを行う。

第1節 準備期

1-1 実施体制

1. 川場村は、有事に備え、国及び県から共有される情報・分析の結果に加え、利用可能な各種情報源から感染症に関する体系的かつ包括的な情報を収集できる体制を、平時から整備する。
2. 川場村は、住民生活及び地域経済に関する情報並びに社会的影響等の把握に備え、収集すべき情報の整理及び収集・分析方法の検討を平時から実施する。

1-2 訓練の実施

川場村は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練を実施し、情報収集・分析体制の運用状況等を確認する。

1-3 情報漏えい等への対策

川場村は、公表前の情報や個人情報等の漏えい等への対策のため、情報セキュリティの強化や事案が発生した場合の対応手順について整理する。整理に当たっては、情報連携等を行っている関係機関等とも対応手順を調整するよう留意する。

第2節 初動期

2-1 実施体制

川場村は、新型インフルエンザ等の発生が確認された場合、速やかに情報収集・分析体制を確立する。

2-2 リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

川場村は、国から提供されるリスク評価を踏まえ、感染症対策を迅速に判断し、的確に実施する。

2-3 情報収集・分析結果及び対策に係る共有

川場村は、新たな感染症が発生した場合は、情報収集・分析から得られた情報や対策について住民等に迅速に提供・共有する。

第3節 対応期

3-1 実施体制

川場村は、感染症危機の経過や状況の変化、並びに政策判断及び実務上の必要性に応じ、情報収集・分析の方法及び体制を柔軟に見直す。

3-2 情報収集・分析手法の検討及び実施

川場村は、村内における感染拡大を想定し、まん延防止等重点措置や緊急事態措置が適用される可能性を踏まえ、住民生活及び地域経済に関する情報収集・分析を強化し、感染症危機が住民生活及び地域経済等に及ぼす影響を的確に把握する。

3-3 リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

川場村は、国及び県から提供されるリスク評価を踏まえ、感染症対策を迅速かつ適切に実施する。また、流行状況やリスク評価の変化に応じ、対策を柔軟かつ機動的に見直し、必要に応じて切替えを行う。

3-4 情報収集・分析結果及び対策に係る共有

川場村は、国及び県からの情報収集・分析結果及び講じた対策を、住民及び関係機関に対し、迅速かつ適切に提供・共有する。

第3章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

目的

感染症危機においては、様々な情報が錯綜し、不安の増大とともに偏見や差別の発生、さらには偽情報・誤情報の流布が懸念される。こうした状況の中で、川場村は住民にとって最も身近な行政主体として、表現の自由に十分配慮しつつ、効果的な対策を実施する必要がある。そのため、当該時点で把握している科学的根拠に基づく正確な情報を迅速に提供することが求められる。また、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、住民、医療機関、事業者等とリスク情報やその見方を共有することにより、住民が適切に判断し行動できるようにすることが重要である。

このため、川場村は平時から、住民の感染症に対する意識を把握し、理解を深めるとともに、想定される事態に備えてリスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進めていく必要がある。

さらに有事においては、個人レベルでの感染対策が社会全体の感染拡大防止に大きく寄与すること、また感染者等に対する偏見や差別は許されず、感染症対策の妨げとなることを周知する。あわせて、偽情報・誤情報の拡散状況を把握し、その時点で得られた科学的知見に基づく情報を繰り返し提供・共有することにより、住民の不安の解消に努める。

第1節 準備期

1-1 新型インフルエンザ等の発生前における住民等への情報提供・共有

1-1-1 感染症に関する情報提供・共有

1. 川場村は、平時から国及び県と連携し、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時の行動等について、住民の理解を深めるため、マスメディアを含む各種媒体を通じて、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすく情報提供・共有を行う。また、より多くの住民に効果的に情報を届けるため、SNS等の新たな情報伝達手段も活用し、柔軟に対応する。これらの取組を通じて、川場村の情報提供・共有が有用な情報源として認知度・信頼度を一層高めるよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会全体の感染拡大防止に大きく寄与することについても啓発する。
2. 川場村は、地域の特産品や親しみのあるキャラクター等を活用し、メッセージや情報提供・共有の方法に工夫を加えることにより、住民にとって分かりやすく、行動変容につながりやすい情報提供・共有に努める。
3. 保育施設や学校、職場等は、集団感染が発生しやすく、地域における感染拡大の起点となり得る。また、高齢者施設等は重症化リスクの高い者が集団感染するおそれがある。このため、川場村の健康福祉課や教育委員会は県と連携し、感染症や公衆衛生対策に関する丁寧な情報提供・共有を行う。さらに、学校教育の現場を始め、子どもに対しても分かりやすい形で情報提供・共有を実施する。

1-1-2 偏見・差別等に関する啓発

川場村は、感染症は誰でも感染する可能性があることを住民に周知し、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別は許されず、法的責任を伴う場合があることを啓発する。また、偏見・差別が患者の受診行動を控えさせるなど、感染症対策の妨げとなることについても周知する。

1-1-3 偽・誤情報に関する啓発

川場村は、感染症危機において、偽情報や誤情報の流布、さらにはSNS等によって拡大するインフォデミックの問題が生じ得ることを認識する。

このため、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、住民のメディア・情報リテラシー向上を図るため、各種媒体を活用した偽情報・誤情報に関する啓発を行う。

また、科学的知見に基づく正確な情報を繰り返し提供・共有し、住民が必要な情報を円滑に入手できるよう、適切に対応する。

1-2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

川場村は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

1-2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

1. 川場村は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて住民等への情報提供・共有する内容について整理する。また、住民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮を行い、関係部局と連携して情報提供・共有の媒体や方法を整理する。
2. 川場村は、平時から県と連携し、村内在住外国人等のコミュニティ等を把握するとともに、効果的な情報提供・共有の媒体や方法について検討を行い、検討結果について、村内在住外国人等に説明する。
3. 川場村として、一体的かつ統合的なワンボイスでの情報提供・共有が可能となるよう、必要な体制を整備し、関係部局間で情報提供・共有の方法を整理する。
4. 川場村は、新型インフルエンザ等の発生時に住民等への情報提供・共有を円滑に行えるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。
5. 川場村は、国が示す感染症発生状況等に関する公表基準を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。
6. 川場村は、国及び県の取組に関する留意事項のほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた情報提供・共有体制を整備する。
7. 川場村は、新型インフルエンザ等が発生した際、県が実施する患者等への健康観察

や外出自粛要請に協力するため、個人情報提供に関する覚書等を締結し、県との連携体制を整備する。

1-2-2 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

1. 川場村は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備する。
2. 川場村は、新型インフルエンザ等発生時に、住民等からの相談に応じるため、国又は県から要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。
3. 川場村は、住民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、関係部局と連携してリスクコミュニケーションの手法の充実や改善に努める。

第2節 初動期

2-1 情報提供・共有について

2-1-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

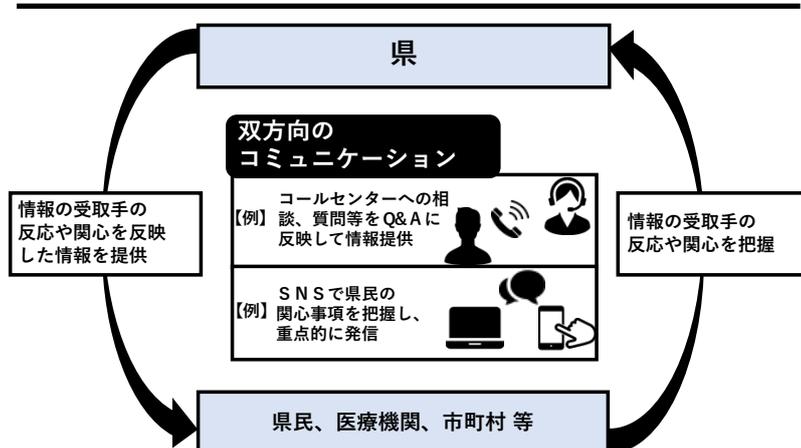
1. 川場村は、住民等が情報を受け取る媒体や受け止め方が多様であることを踏まえ、準備期に定めた方法等を基に、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。
この際、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用などの咳エチケット、手洗い、人混みの回避等）、感染症の発生状況、新型インフルエンザ等に関する情報、とるべき行動や対策等について、マスメディアやSNSを活用して住民等に効果的に周知する。また、個人レベルでの感染対策が社会全体の感染拡大防止に寄与することを含め、行動変容を促す啓発を行い、冷静な対応を促すメッセージ発出に努める。さらに、住民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への配慮を行い、理解しやすい内容や方法で情報提供・共有を行う。
2. 川場村は、住民等の情報収集の利便性向上のため、新型インフルエンザ等に関する関係部局の情報を必要に応じて集約し、総覧可能なウェブサイトを立ち上げる。
3. 川場村は、国及び県が発信する感染症の特徴や発生状況等の科学的知見について、住民等に分かりやすく情報提供・共有を行う。
4. 川場村は、準備期に整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、本格的にリスクコミュニケーション体制を強化し、住民に必要な情報提供・共有を行うとともに、リスクコミュニケーションを適切に実施する。

5. 川場村は、国が示す感染症発生状況等の公表基準を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。
6. 川場村は、県が実施する地域の医療提供体制や医療機関への受診方法、有症状者等からの相談に対応する相談センター等の周知・広報に協力する。
7. 川場村は、準備期に締結した県との覚書に基づき、必要に応じて、県に新型インフルエンザ等の患者の個人情報提供を求める。

2-1-2 双方向のコミュニケーションの実施

1. 川場村は、感染症対策を円滑に進めるためには、関係者の理解や協力を得ることが重要であると認識している。このため、県と連携し、一方向の情報提供にとどまらず、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見を把握することで、情報の受け手の反応や関心を確認し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを実施するよう努める。
2. 川場村は、国又は県からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。コールセンター等に寄せられた質問事項から住民の関心事項を整理し、関係部局間で共有することで、情報提供・共有の内容に反映する。
3. 川場村は、必要に応じて、日本語能力が十分でない外国人にも対応できるよう、ワンストップで総合相談に対応する窓口の設置について検討する。

双方向のコミュニケーションについて



2-1-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

川場村は、感染症は誰でも感染する可能性があることを踏まえ、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別は許されず、法的責任を伴う場合があること、また偏見・差別が患者の受診行動を控えさせるなど、感染症対策の妨げとなることについて適切に情報提供・共有を行う。あわせて、偏見・差別に関する国、県、川場村及びNPO等の相談窓口に関する情報を整理し、住民等に周知する。

さらに、その時点で得られた科学的知見に基づく正確な情報を繰り返し提供・共有し、住民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対応する。

第3節 対応機

3-1 情報提供・共有について

3-1-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

1. 川場村は、住民等が情報を受け取る媒体や受け止め方が多様であることを踏まえ、初動期に引き続き、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。
2. 川場村は、初動期に引き続き、住民等の情報収集の利便性向上のため、新型インフルエンザ等に関する関係部局の情報を必要に応じて集約し、総覧可能なウェブサイトを運営する。
3. 川場村は、初動期に引き続き、国や県と連携して、住民等に感染症の特徴や発生状況等の科学的知見を分かりやすく情報提供・共有する。
4. 川場村は、準備期に整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、初動期に強化したリスクコミュニケーション体制を継続し、住民に必要な情報提供とリスクコミュニケーションを実施する。
5. 川場村は、国が示す感染症発生状況等の公表基準を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。
6. 川場村は、県が実施する地域の医療提供体制や相談センター、発熱外来の一覧等を含む医療機関への受診方法の周知・広報に協力する。
7. 川場村は、発熱外来の受診方法の変更（例：相談センター経由から直接受診への変更等）に関する住民への周知・広報について、県と連携・協力して行う。
8. 川場村は、県との覚書に基づき、患者等に対する健康観察や外出自粛要請への協力、又は人権侵害や風評被害防止のため必要と認められる場合には、県に患者等の個人情報の提供を求める。

3-1-2 双方向のコミュニケーションの実施

1. 川場村は、初動期に引き続き、一方向の情報提供にとどまらず、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見を把握することで、情報の受け手の反応や関心を確認し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを実施するよう努める。
2. 川場村は、国又は県からの要請を受け、コールセンター等を継続して運営する。コールセンター等に寄せられた質問事項から住民や事業者等の関心事項を整理し、関係部局で共有することで、情報提供・共有の内容に反映させる。
2. 川場村は、初動期に引き続き、必要に応じて、日本語能力が十分でない外国人にも対応できるよう、ワンストップで総合相談に対応する窓口の設置を行う。

3-1-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

川場村は、初動期に引き続き、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、川場村及びNPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、住民等に周知する。

また、その状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、住民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

第4章 まん延防止

目的

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、住民生活および社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。

平時には、住民に対して換気、マスク着用などの咳エチケット、手洗い、人混みの回避等の基本的な感染対策の普及に努めるとともに、住民や事業者等の理解促進に取り組む。

有事には、適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずるとで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることが重要である。このため、医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれがある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、まん延防止等重点措置や緊急事態措置が実施される。

特措法第5条において、国民の自由および権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するために必要最小限とすることとされている。また、まん延防止対策は社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、川場村は国・県と連携し、対策の効果と影響を総合的に勘案しつつ、感染状況等の変化に応じて対策の見直しを機動的に行うことが重要である。

第1節 準備期

1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

1. 川場村は、川場村行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知・広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延防止や県民の生命・健康の保護のためには、住民一人一人の感染対策への協力が重要であること、及び実践的な訓練等を行う必要性について、理解の促進を図る。
2. 川場村及び学校等は、平時から換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みの回避等の基本的な感染対策の普及に努める。
また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

第2節 初動期

2-1 川場村内でのまん延防止対策の準備

1. 川場村は、県と連携し、川場村内での新型インフルエンザ等の患者発生に備え、患者への対応や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請や健康観察への協力等）の確認を進める。
2. 川場村は、国や県から、感染症の特徴や病原体の性質病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報の分析やリスク評価に基づく、有効なまん延防止対策に資する情報が提供された場合、速やかに関係機関へ共有し、周知を行う。
3. 川場村は、国からの要請を受け、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

3-1 まん延防止対策の内容

まん延防止対策として実施する対策の選択肢には、以下のようなものがある。川場村は、国及び県による情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況、及び住民の免疫獲得状況等を踏まえ、適切なまん延防止対策を講じる。

なお、まん延防止対策を講ずる際には、住民生活や社会経済活動への影響も十分に考慮する。

3-1-1 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

3-1-1-1 外出等に係る要請等

川場村は、地域の感染状況に応じて、集団感染が発生した施設や、不特定多数の者が集まるなど感染リスクが高い場所への外出自粛の呼びかけを行う。

また、県は、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間の短縮等の対象となる事業が行われている場所への外出自粛の要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないことの要請を行う。

川場村は、上記の要請が行われた場合、県と連携し、住民等に対して要請内容を周知する。

3-1-1-2 基本的な感染対策に係る勧奨等

川場村は、引き続き、住民等に対し、換気やマスクの着用などの咳エチケット、手洗い、人混みの回避などの基本的な感染対策に加え、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用などの取組を勧奨する。

3-1-2 事業者や学校等に対する要請

3-1-2-1 営業時間の変更や休業要請等

県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認められる業態に属する事業者に対し、営業時間の変更の要請を行う。また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者、又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対し、施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行う。

川場村は、上記の要請が行われた場合、村内の対象事業者および施設管理者等へ要請内容を周知するとともに、川場村が運営する施設等における使用制限（営業時間の変更、人数制限、停止（休業）等）の実施について検討する。

3-1-3 その他の事業者に対する要請

1. 川場村は、国及び県と連携し、事業者に対して、職場における感染対策の徹底および従業員に対する基本的な感染対策を勧奨する。また、感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨し、出勤が必要な者以外のテレワークや、こどもの通う学校等が臨時休業となった場合の保護者である従業員への配慮などへの協力を依頼する。
2. 川場村は、必要に応じて、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策の強化を呼びかける。
3. 川場村は、県からの要請を受け、保有する公共施設等における基本的な感染対策の徹底や、人数制限等による安全確保のための計画策定を行うとともに、必要に応じてその内容を見直す。
4. 川場村は、必要に応じて、感染リスクが高まっている地域への出張の延期・中止を呼びかける。
5. 川場村は、事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取組の検討を行う。

3-1-4 学級閉鎖・休校等の要請

川場村は、国及び県から提供・共有される感染状況や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえ、学校・保育施設等に対し、感染対策の実施に資する情報の提供・共有を行う。

また、川場村は、国及び県の要請を受け、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、又は休校）等を、地域の感染状況等に鑑み適切に実施する。

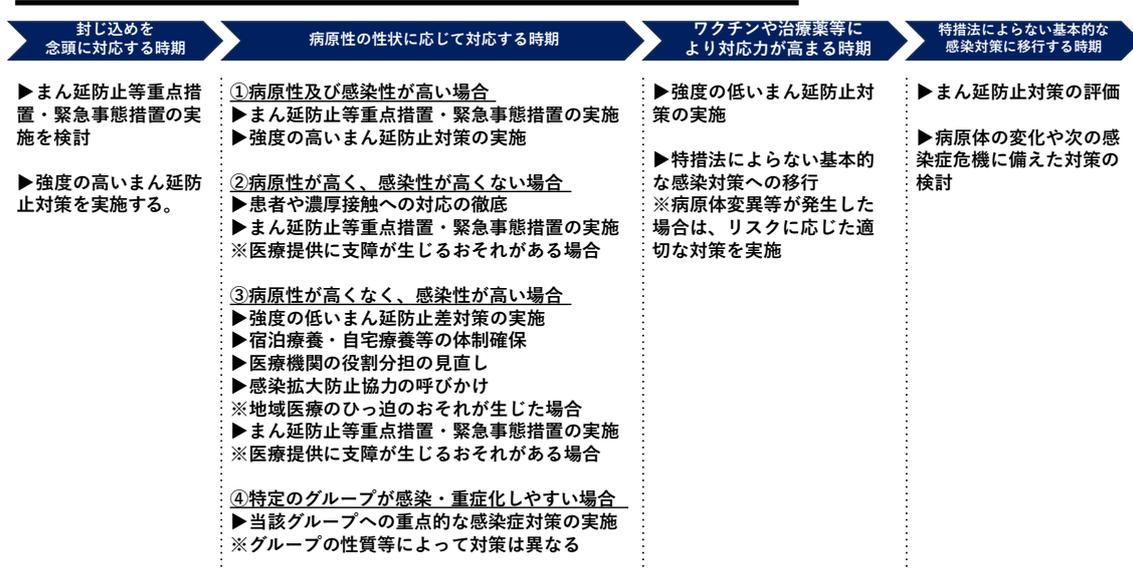
3-2 川場村内の感染状況等に応じた対策の検討

川場村は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報を踏まえ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用に関する県への要請を検討する。

また、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言に至らない場合であっても、感染状況を住民や事業者等に可能な限り分かりやすく提供・共有することは、まん延防止対策の効果をも高める上で重要である。

さらに、県が県内の感染状況等について独自の指標等を用い、段階（警戒度等）を示す場合には、当該段階を住民等に周知することで、川場村内における感染防止対策を効果的に実施する。

対応期におけるまん延防止対策



第5章 ワクチン

目的

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、住民の健康を守るとともに、受診患者数の減少、入院患者数や重症者数の抑制につながり、医療提供体制を対応可能な範囲内に収めることができる。これは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、新型インフルエンザ等の発生時に安全で有効なワクチンが迅速に供給されるよう、平時から緊急時におけるワクチン供給体制を把握しておくことが重要である。国、県及び川場村は、医療機関や事業者、関係団体等と連携し、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備しておく必要がある。

有事には、あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づきワクチン接種を実施するとともに、実際の供給量や医療従事者等の体制を踏まえ、関係者間で随時見直しを行い、柔軟な運用が可能となるようにする。

また、ワクチン接種後に生じた症状等についても適切に情報収集を行い、県や関係機関と連携して、健康被害救済手続きが迅速に進められる体制を整える。

第1節 準備期

1-1 ワクチン接種に必要な資材の把握

川場村は、ワクチン接種に必要な注射針やシリンジ等の資材について、平時から確保方法を確認し、接種を実施する際に速やかに入手できるよう準備する。また、県と連携し、村内の在庫量や新型インフルエンザ等発生時に確保可能な数量の見込みを把握する。

1-2 ワクチンの供給体制

1. 川場村は、県及び関係団体等と協議の上、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、以下の体制を構築する。

- (ア) 管内の卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況を迅速に把握できる体制
- (イ) ワクチン供給の偏在が生じた場合における卸売販売業者間での在庫融通方法
- (ウ) 県との連携方法および役割分担

2. 川場村は、管内にワクチンを配送する事業者を把握するとともに、管内の医療機関と密に連携し、ワクチン供給量が限定された状況に備え、供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定する。

1-3 接種体制の構築

1-3-1 接種体制

川場村は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

1-3-2 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。

このため、川場村は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る職員等に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

1-3-3 住民接種

川場村又は県は、国が整理した住民接種の接種順位の基本的な考え方を踏まえ、平時から以下(ア)から(ウ)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- (ア) 川場村又は県は、国等の協力を得ながら、川場村又は県の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- (イ) 川場村又は県は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- (ウ) 川場村又は県は、国の技術的な支援を受け、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-4 情報提供・共有

川場村は、予防接種の意義や制度の仕組み等について理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性・安全性、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位の在り方等の基本的な情報を、ホームページやSNS等を通じて提供・共有し、住民等の理解促進を図る。

第2節 初動期

2-1 ワクチンの接種に必要な資材の確保

1. 川場村は、注射針やシリンジ等のワクチン接種に必要な資材について、県と連携し村内の事業者に対して在庫量や今後確保可能な数量の見込みを調査する。
2. 川場村又は県は、注射針やシリンジ等のワクチン接種に必要な資材について、国と連携し、接種に必要な量を確保する。

2-2 接種体制

2-2-1 接種体制の構築

川場村又は県は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。また、川場村は、県が大規模接種会場を設置し、接種を行う場合、その実施に協力する。

2-2-2 接種体制の準備

川場村又は県は、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性や、医療提供体制、住民生活および社会経済活動の状況を踏まえ、特定接種や住民接種の実施を見据えて、国が示す接種の優先順位の考え方にに基づき、接種体制等の必要な準備を行う。

第3節 対応期

3-1 ワクチンや接種に必要な資材の供給

3-1-1 計画的な供給の管理

川場村は、ワクチンや接種に必要な資材の供給量についての計画を策定するとともに、国が一括してワクチン、注射針やシリンジ等の供給を担う場合には、当該ワクチン等が円滑に供給されるよう国の流通管理に協力する。

3-1-2 ワクチン等の流通体制の構築

1. 川場村は、県および事業者と連携しワクチン等を円滑に流通させる体制を構築する。
2. 川場村は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通状況や需要量、供給状況を把握し、接種開始後は使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種希望者が集中しないよう、ワクチンの割り当て量を調整する。
3. 川場村は、国からの要請を受けて、割り当てられたワクチンの量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量に応じた割り当てを行う。

3-2 接種体制

1. 川場村又は県は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
2. 川場村は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように、国、県及び医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

3-2-1 特定接種

3-2-1-1 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、川場村は、国及び県と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員等を対象者に、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-2 住民接種

3-2-2-1 住民接種の接種順位の決定

国は、接種順位に関する基本的な考え方に加え、重症化しやすい特定のグループや、発生した新型インフルエンザ等の病原性等に関する情報を踏まえ、住民への接種順位を決定する。

接種順位の対象となる主なグループは以下のとおりである。

①医学的ハイリスク者

- ・呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

②小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

③成人・若年者

④高齢者（65歳以上の者）

- ・ウイルス感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる者

具体的には、重症化・死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方や我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、重症者の多いタイプなどを考慮し、上記4

グループの接種順位が決定され、政府対策本部から指示が出される。

3-2-2-2 予防接種体制の構築

川場村又は県は、住民全員が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制を構築する。

3-2-2-3 接種に関する情報提供・共有

川場村は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

3-2-2-4 接種体制の拡充

川場村又は県は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、川場村の介護保険部所等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-5 接種記録の管理

国、及び川場村は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるようにする。また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国が準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-3 健康被害救済等

3-3-1 ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

川場村は、ワクチンの安全性について、最新の科学的知見や海外の動向及び国から提供される予防接種後の副反応疑い報告等で得られる情報を踏まえ、適切な安全対策や住民等への適切な情報提供・共有を行う。

3-3-2 健康被害に対する速やかな救済

川場村は、予防接種健康被害救済制度について、被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

3-4 情報提供・共有

1. 川場村は、国及び県と連携し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者、接種頻度、副反応疑い報告、健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。住民等が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を行う。
2. 川場村又は県は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種状況、接種方法、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法、各種相談窓口などの情報等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。
3. 川場村は、パンデミック時においては、定期の予防接種の接種率が低下することによるまん延が生じないようにする必要があることから、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

第6章 保健

目的

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、川場村は、村内の感染状況や医療提供体制の状況等を把握し、住民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

また、川場村は、県が、市町村の区域を越えたまん延の防止に向け、新型インフルエンザ等の発生時における総合調整権限・指示権限を行使することを想定しつつ、平時から県との連携を深める必要がある。

なお、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等の患者が発生した場合には、保健所における業務負担の急増が想定されるため、川場村は、県及び地域の関係機関と連携して感染症危機に対応する。

第1節 準備期

1-1 人材の確保

1. 県は、保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生時の公表）から1ヶ月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、I H E A T要員、市町村からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。
2. 川場村は、県から応援派遣の要請があった場合に備え、人材の派遣協力に関する体制を検討する。

1-2 多様な主体との連携体制の構築

川場村は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から県、保健所、地域医師会及び消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

また、川場村は、陽性者等が自宅や宿泊療養施設で療養する場合の外出自粛要請、健康観察の実施等への協力体制を整備し、県と連携して地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

第2節 初動期

2-1 有事体制への移行準備

1. 県は、保健所の感染症有事体制への移行の準備状況を適時適切に把握し、全庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、I H E A T要員に対する応援要請等の交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。
2. 川場村は、県から応援派遣の要請があった場合に備え、人材の派遣協力に関する準備を行う。
3. 川場村は、陽性者等が自宅や宿泊療養施設で療養する場合の外出自粛要請、健康観察の実施等への協力にかかる準備を行う。

第3節 対応期

3-1 有事体制への移行

1. 県は、全庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、I H E A T要員に対する応援の要請等を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制を確立する。
2. 川場村は、県から応援派遣の要請があった場合、人材の派遣等による協力を努める。
3. 川場村は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する住民等の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有する。

3-2 健康観察及び生活支援

1. 川場村は、県からの依頼により、自宅療養者及び宿泊療養者等に対する外出自粛要請、健康観察の実施等に協力する。
2. 川場村は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むための食事や必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

第7章 物資

目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、川場村における業務又は業務にかかる新型インフルエンザ等対策の円滑な実施が滞り、住民の生命及び健康や社会経済活動への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、平時から感染症対策物資等を十分に確保し、備蓄等を推進することが重要である。

第1節 準備期

1-1 感染症対策物資等の備蓄

1. 川場村は、川場村行動計画又は業務継続計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。
なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
2. 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護の備蓄を進める。

第2節 初動期

2-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

川場村は新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について、備蓄・配置状況を確認する。

2-2 感染症対策物資等の使用の準備

1. 川場村は、全庁における必要な感染症対策物資等に関して調査を行った上で、十分な量を確保する。
2. 川場村は、感染症対策物資等を必要とする新型インフルエンザ等対策を実施する所掌事務又は業務における、感染症対策物資等の備蓄の使用について準備を行う。

第3節 対応期

3-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

川場村は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について、備蓄・配置状況を確認する。

3-2 感染症対策における物資の使用

川場村は、感染症対策物資等を必要とする新型インフルエンザ等対策を実施する所掌事務又は業務において、計画的に感染症対策物資等の備蓄を使用しつつ、長期的に感染症対策物資等が必要となる可能性を踏まえ、感染症対策物資等の販売事業者にあらかじめ計画的に発注する等により必要量を安定的に確保する。

3-3 備蓄物資等の供給に関する相互協力

川場村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国や県、他市町村、指定（地方）公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

第8章 住民生活及び地域経済の安定の確保

目的

新型インフルエンザ等の発生時には、住民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、住民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、川場村は平時から、新型インフルエンザ等発生時に備え、事業者や住民等に感染対策等の必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、川場村は、住民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行い、事業者や住民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

また、川場村は、新型インフルエンザ等の発生及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、事業者や住民等に対して、必要な支援及び対策を行う。

第1節 準備期

1-1 情報共有体制の整備

川場村は、新型インフルエンザ等の発生時に、住民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係部局間並びに県と国及び川場村との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、各部局は関係機関との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

川場村は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速かつ網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-3 物資及び資材の備蓄

1. 川場村は、川場村行動計画に基づき、第7章第1節（「物資」における準備期）で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。
なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
2. 川場村は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

川場村は、県と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

1-5 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

1. 川場村は、国及び県と連携し火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。
2. 川場村は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には、戸籍事務担当部局や関係機関等との調整を行うものとする。

第2節 初動期

2-1 生活関連物資等の安定供給に関する住民等及び事業者への呼び掛け

川場村は、県と協力して、住民等に対し生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の生活との関連性が高い物資又は経済生活上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、必要に応じて事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

2-2 遺体の火葬・安置

川場村は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

3-1 住民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 生活関連物資等の安定供給に関する住民等及び事業者への呼びかけ

川場村は、必要に応じ、県と協力して、住民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

3-1-2 心身への影響に関する施策

川場村は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

3-1-3 生活支援を要する者への支援

川場村は、国の要請に基づき、高齢者、障害者等の要配慮者に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-4 教育及び学びの継続に関する支援

川場村は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

3-1-5 犯罪の予防・取締り

川場村は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進する。

3-1-6 生活関連物資等の価格の安定等

1. 川場村は、住民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
2. 川場村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
3. 川場村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、川場村行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

3-1-7 埋葬・火葬の特例等

1. 川場村は、県を通じて国からの要請を受けた場合、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
2. 川場村は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安

置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

3. 川場村は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力をを行う。
4. 川場村は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
5. 川場村は、遺体の保存作業のために必要となる人員を確保する。
6. 川場村は、万が一臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるように努める。
7. 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられることから、川場村は当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業者に対する支援

川場村は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び住民生活への影響を緩和し、住民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

3-2-2 住民生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者である川場村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、川場村行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

3-3 住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

川場村は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた住民生活及び社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱（ぜいじゃく）な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。

用語解説

○感染症

1 類感染症 エボラ出血熱、ペスト等

感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が極めて高い感染症

2 類感染症 結核、鳥インフルエンザの一部等

感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が高い感染症

3 類感染症 コレラ、腸管出血性大腸菌(O-157)感染症等

特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起し得る感染症

4 類感染症 狂犬病、日本脳炎、マラリア等

動物、飲食物等の物件を介してヒトに感染する感染症

5 類感染症 季節性インフルエンザ、風しん、麻しん等

新型コロナウイルス感染症 (COVIT - 19) (2023 / 5 / 8以降)

国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を国民一般や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・まん延を防止すべき感染症

新型インフルエンザ等感染症 新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型新型コロナウイルス感染症

指定感染症 既に知られている感染性の疾病であって、感染症法の規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの。

新感染症 人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

○パンデミック

ある感染症が国境を越えて、複数の国や大陸に広がり世界的に大流行する状態を指す。

○新興感染症

かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。

○リスクコミュニケーション

個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

○サーベイランス

感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。

○J I H S

国立健康危機管理研究機構

○インフォデミック

信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。

○I H E A T

Infectious disease Health Emergency Assistance Teamの略。感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。

○パルスオキシメーター

血中酸素濃度計

皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。